

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）12月11日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準 備 書 面 7

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

(被告準備書面(2)における求釈明事項についての回答)

第1 原告番号47の原告の温排水による被害について

1 求釈明事項

原告番号47の原告は、温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのあるものに当たる(原告準備書面3第3の2・4ページ)とするが、実際に行っていて、本件通知による被害が想定されるとする生業手段の内容、特に実際に漁を行っている海域や漁の対象及び同生業手段に対して想定される被害の内容等を明らかにせよ(被告準備書面(2)「第4」「1」44ページ)。

2 温排水による被害

(1) 漁業内容及び範囲

原告小松原哲也(以下「原告番号47の原告」という。)は横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所に所属する漁業者である。

横須賀市東部漁業協同組合は、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、漁業法上の漁業権を有し、原告番号47の原告と同人の子である小松原和弘は、3隻の漁船を所有し(それぞれ総トン数4.9トン、4.7トン、3.2トン)、潜水漁、底引網漁、サヨリ網漁の漁業許可を得て、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において漁業を営んでいる。また、そのほかにも、刺し網、アナゴの土管漁、タコツボ漁、海藻の採取等を行い、合計して年間約2000万円の水揚げをあげている。

(2) 生業手段の内容、漁業の海域や漁の対象その1 潜水漁

原告番号47の原告が行っている潜水漁は、エアホースのついたヘルメットと潜水服をつけて、漁船からコンプレッサーでエアホースを通じて空気を送りながら浅場の海底に潜り、海底のミル貝、タイラ貝、ナマコ等を採取するものである。特にミル貝は浅場の砂地に潜っているため、漁船から高压水をホースで送り、そのまわりの砂を掘って貝を傷つけないようにして採取する。

潜水漁を行う範囲は、北は追浜の沖から、南は猿島周辺までの海域である。

(3) 生業手段の内容、漁業の海域や漁の対象その2 底引網漁

底引網漁は、船から網を海底に降ろし、船を航行させて魚を採取するものである。底引網漁では、カレイ、クロダイ、マダイ、カサゴ、メバル、スズキ等を採取する。

底引網漁を行う範囲は、北は多摩川の河口沿岸から、南は富津岬沖の第二海堡周辺までである。

(4) 生業手段の内容、漁業の海域や漁の対象その3 サヨリ網漁

サヨリ網漁は、漁船2隻の間に網を張り船を航行させて、サヨリなどの海の表層部を泳ぐ魚を包むようにして採取するものである。サヨリ、ダツ、白魚などが採取できる。

漁業の範囲は、主に猿島沖から久里浜の南の金田湾までである。

(5) 生業手段の内容、漁業の海域や漁の対象その4 その他の漁業、遊漁船等

アナゴの土管漁、タコツボ漁は、長い縄に、アナゴをとるための筒や、タコツボをたくさんくくりつけて、海底に沈めておき、一晩たってそれを引き上げて、アナゴ、タコを採取する。

海藻の採取は、櫛状の漁具を海底につけて船で引く方法で採取する。主にわかめやかじめを採取対象としている。

アナゴの土管漁は東京湾全体、タコツボ漁は追浜の沖から猿島周辺まで、海藻の採取は猿島周辺で行っている。

(6) 被害

原告番号47の原告が漁業を営む海域では、近年、海水の温度上昇によって、海底のアラメやワカメ、ホンダワラ等の海草が育たなくなってしまうという『磯焼け』現象が発生して、海草の中で、繁殖する魚貝類が育たなくなってしまう、海水温度自体の上昇の影響もあり、これまでとれたカレイ、クロダイ、マダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリ等の漁獲

量が激減している。また、潜水漁の海底のミル貝、タイラ貝、ナマコ等は、温度の低い海水を好むので、量が減り、漁獲量が激減している。2007年頃に年間水揚げ高は約3500万円だったが、2019年には、約2000万円と減少した。

このように、魚介類の漁獲量は、海水温の上昇により著しく減少する。

このことを前提に、本件発電所が排出する温排水により被害を直接に受けるのは、特にサヨリ網漁である。本件環境アセスでは、本件発電所から排出される温排水は、本件発電所の南側の海域の海水温を上昇させると予測しているが（乙8・ページ番号911以下）、原告番号47の原告は同海域でサヨリ網漁を行っており、かつ、温排水が漂うとされる海の表層部を遊泳する魚を対象とするので、温排水の排出によりサヨリが同海域を遊泳しなくなり、原告番号47の原告の漁獲量を減少させることが予想される。

また、本件発電所から排出される温排水により、周辺海域においてこれまでに以上に磯焼けが生じる可能性がある。サヨリは、磯の海藻に付着している虫を食するために同海域に遊泳しているものであるため、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリが同海域を遊泳しなくなることになる。

このように、本件発電所が排出する温排水により、海水の温度が上昇して、この海域に定着している貝類、魚類が生息することができなくなり、原告番号47の原告は、著しい漁業被害を被ることになる。

第2 原告番号48の原告の地球温暖化による被害について

1 求釈明事項

原告らは、原告番号48番の原告は、本件発電所から排出されるCO₂によって、地球温暖化が進展する結果、重要な生業手段である、水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、海中観光業者としての生業手段を奪われるおそれの高い者と主張する（原告準備書面3「第6」の「2」20ページ）。原告番号

48番の原告が、実際に行っていて、本件通知による被害が想定されるとする生業手段の内容及びその被害の内容につき、具体的に明らかにされたい（被告準備書面（2）「第4」「2」（44ページから45ページ））。

2 原告番号48番の原告が営んできた海中観光業とその被害

(1) パパラギダイビングスクールの開業と職業的専門家（プロダイバー）としての海中観光業への従事

原告武本匡弘（以下「原告番号48番の原告」という）は、1984年、28歳のときに独立して、神奈川県藤沢市に、パパラギダイビングスクールを開業し、以後、職業的専門家（プロダイバー）として、海中観光業に従事してきた。

同人が設立した、パパラギダイビングスクールは、江ノ島、真鶴、湯河原などの神奈川県の相模湾の海、伊東市の伊豆海洋公園・富戸などの静岡県の相模湾周辺海域、さらには、与那国島、西表島、石垣島、宮古島、渡嘉敷島などの沖縄県各地、グアム、パラオ、ハワイ、東南アジア各地などで、ダイビングツアーを実施し、また、ダイビングスクールを開催するなどして、海中観光業をしてきた。

(2) 地球温暖化による海洋生態系の被害と海と自然の保護への取り組み

しかし、地球温暖化が進展している中、1998年に、沖縄をはじめ地球規模で大規模なサンゴの白化が発生し、サンゴ礁における生態系が、深刻で大規模な衰退を見せた。

原告番号48番の原告は、それを目の当たりにして、海と自然の保護に取り組む必要を痛感した。

そして、NPOパパラギ“海と自然の教室”を設立した。NPOパパラギ“海と自然の教室”は、シュノーケルを利用したの海の中の観察会、海岸生物観察会などを開催し、海をベースに、海洋生物との接し方、自然環境の楽しみ方を広めながら、自然に目を向けることを通して、自然と共存していくことの大切さを理解し、一人ひとりが、できることから実践していけるよう

普及していく活動を行なっている。

(3) パパラギの代表者の辞任と環境保全活動、「エコストアパパラギ」の運営

しかし、その後も、サンゴ礁の白化は度々起こり、1990年代半ばまでのような、美しいサンゴ礁と、豊かな生き物の姿は見られないようになってきた。

原告番号48番の原告は、そうした残念な現象に、海水温の上昇が密接に関係すると痛感した。

その結果、2015年に、32年にわたって行ってきた、パパラギダイビングスクールの代表者から退き、環境保全活動に注力することとし、「気候変動、海洋プラスチック問題」等に関する講演活動、セミナー開催、環境学校授業、環境NPO団体技術顧問等をし、藤沢駅前にて日本初のプラスチックフリーのショップ「エコストアパパラギ」を営んでいる。

(4) 相模湾の深刻な磯焼け

そうした中で、原告番号48番の原告は、水温の高さとともに、相模湾の磯焼けを切実に感じている。

相模湾では磯枯れや磯焼けが広がっていて、一本も海藻がなくなってしまう、沙漠のようになっている海域が目立つようになってきた。海藻が何も無い中で岩の上のウニが目立つが、中身は空っぽで食べられない。磯焼けは今、全国の海に広がっているが、特に相模湾は顕著である。

その原因は、海水温の上昇が大きい。それに加えて、風向きが変わったことが大きいと原告番号48番の原告は考えている。神奈川の三浦半島の相模湾側では、風向きが変わり、秋から冬の時期にかけて西から吹いていた風の頻度が少なくなった。三浦半島の西側や湘南あたりは北風が吹いても山にさえぎられて風が吹かず、波もたたない。

その辺りでは、西風の強い日を「大西が吹く」と言い、以前は海岸を歩いても、波の飛沫があたるくらいの強風があった。それが、現在、相当頻度が少なくなった。ここ数年養殖いかだによるワカメの不漁が続いている

が、地元の漁師は「ワカメは西風が育てるというのに、こう吹かなくなったらおしまいだ」と嘆いている。

風は気温によって動くので、それで風向きが変わり、さらに風が変わることで、また海が冷えなくなるという悪循環になっている。

(5) 台風の巨大化による被害

一方、最近の台風の巨大化などで、これまでにないような強風が吹くこともある。原告番号48番の原告が住む葉山では、2018年の台風で風上側にアルミフェンスをつけていた家はほとんどすべての家でフェンスが飛んだ。風向きに対して裏側にある家のフェンスは飛ばずに残っていた。原告番号48番の原告の家のフェンスは、風で飛ばされ、そのときに危うく隣家の700万円のボルボにぶつかるところだった。近所では、屋根が飛び、月極めパーキングの複数の車が壊された。

(6) 被害

原告番号48番の原告は、従来のような素晴らしいサンゴや海を見せたいと望んでいるが、現状ではそれができない。

また、原告番号48番の原告は、これ以上の温暖化を止め、地球環境の保全に向けて注力しなければいけないと強く感じている。そのため、従来のような形で、海中観光業に従事することができない。

以上の次第で、仮に、本件通知によって、横須賀石炭火力発電所の操業が認められれば、より一層の海洋生態系の破壊が進み、従来のような素晴らしいサンゴや海を見せる、海中観光業ができない状態が続く。また、環境保全活動に注力しなければならない。それが、本件通知によって生じる被害である。

以上